

第4次いすみ市障害者計画



障害のある人が社会参加でき、
地域の人とともに生きるまちづくり

令和7年3月
いすみ市

第4次いすみ市障害者計画の策定にあたって



いすみ市では、令和2年3月に「第3次いすみ市障害者計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、障害の有無に関わらず、人格や個性が尊重され、いきいきと暮らしていける社会の実現を目指して、各種障害者施策に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や家族形態の変化に伴う福祉ニーズの多様化や、地域のコミュニティ力の低下等がみられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期にわたり、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化し、障害のある人やその家族の生活に影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、引き続き、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、この度「第4次いすみ市障害者計画（令和7年度～令和11年度）」を策定いたしました。

本計画は基本理念である「障害のある人が社会参加でき、地域の人とともに生きるまちづくり」に向けて取り組んでまいります。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の基本理念である「誰ひとり取り残さない」という包括的な視点を本計画の根底に置き、すべての人の平等かつ公平な社会参加を目指して、各事業を進めてまいります。

本計画の実現に向けては、行政での取り組みはもとより自治会、ボランティア団体など、いすみ市全体での支援が必要不可欠であると考えております。市民の皆様にはより一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「いすみ市障害者計画等策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた市民の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

いすみ市長 太田 洋

障害者計画目次

第1章 計画の策定方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 障害者を取り巻く現状	3
1 人口動態	3
2 障害者等の現状	5
3 障害者制度等の認知についてのアンケート結果	9
4 課題	12
第3章 計画の基本方針	14
1 基本理念	14
2 基本目標	14
3 施策体系	16
4 地域課題への取り組み 施策の推進	18
5 計画の進行管理	28
資料	31
1 用語の説明	31
2 いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱	35
3 いすみ市障害者計画等策定委員会委員名簿	37

第1章 計画の策定方針

第1章 計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第3次いすみ市障害者計画を策定し、「誰もがその人らしく とともに心豊かに安心して暮らすことができる まちづくり」を基本理念とし、市民や地域関係機関等と協議、連携しながら障害者福祉の推進に取り組んでまいりました。

その後も障害者を取り巻く社会環境は変化し、平成25年度には「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)」が施行されました。その他にも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正など、障害者の人権や尊厳の尊重を促進するため、法整備が進められました。

また、平成28年度(2016年度)には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。

平成30年の「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の充実等が定められました。

さらに、福祉分野全体では、すべての人々の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域の理解や協力が一層重要となっています。

昨今では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就職難や活動自粛等が言われていますが、一方でオンラインの普及等社会にある障壁を超えるライフスタイルも定着しつつあります。

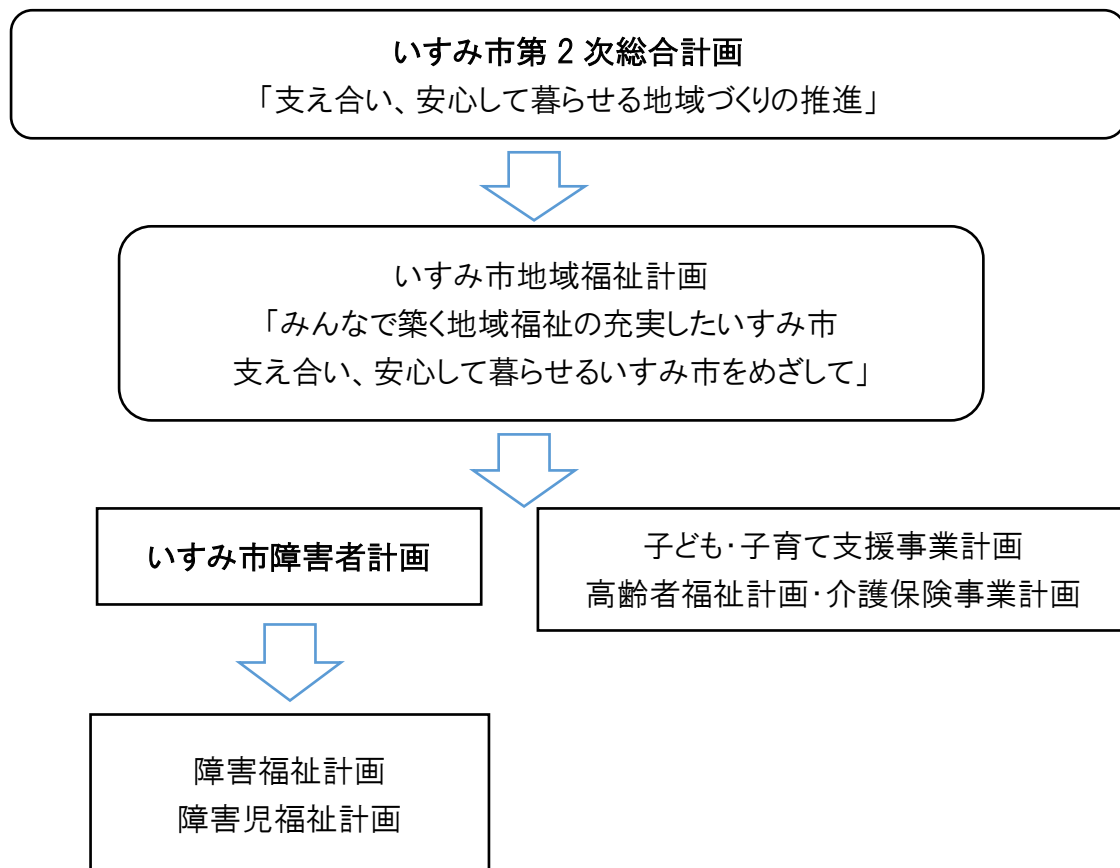
また、全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策促進法」が令和4年に施行されました。

このように様々な法制度の施行・改正や社会情勢の変化などをふまえつつ、本市の障害者施策の指針となる「第4次いすみ市障害者計画」を策定し、障害者施策の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項の市町村障害者計画として策定し、本市における障害者福祉施策の基本的計画です。

「いすみ市第2次総合計画」及び「いすみ市地域福祉計画」との整合性を図りながら、障害者福祉計画をはじめとした関係する福祉計画と連携・調整のもと本計画を策定します。



3 計画期間

第4次いすみ市障害者計画は、令和7年(2025年)から令和11年(2030年)までの5年間を計画期間とします。

※障害と障がいの表記について

内閣府では、前後の文脈から人や人の状態を表す場合にはひらがな表記(障がい)とし、法令や条例等に基づく制度や行政宛の公式文書、専門用語として漢字が適当な場合には漢字表記(障害)としている記載がありますが、夷隅郡市では漢字表記で統一しているため、本計画も漢字表記とします。

第2章 障害者を取り巻く現状

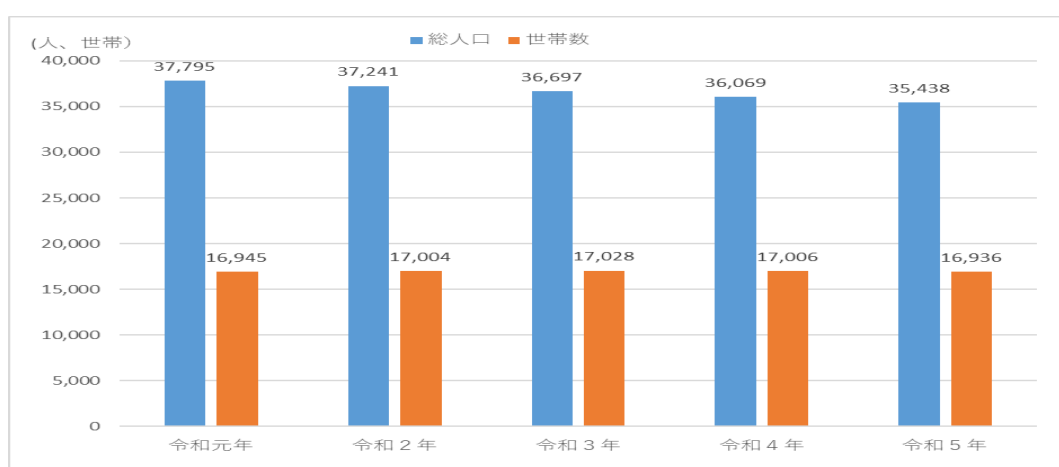
第2章 障害者を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 人口及び世帯数

総人口は減少傾向で推移しています。令和5年と令和元年を比較すると、2,357人の減少で、年間約590人の減少となっており、今後も人口減少が見込まれます。世帯数は令和3年をピークに減少して推移しています。

図1 いすみ市人口及び世帯数の推移

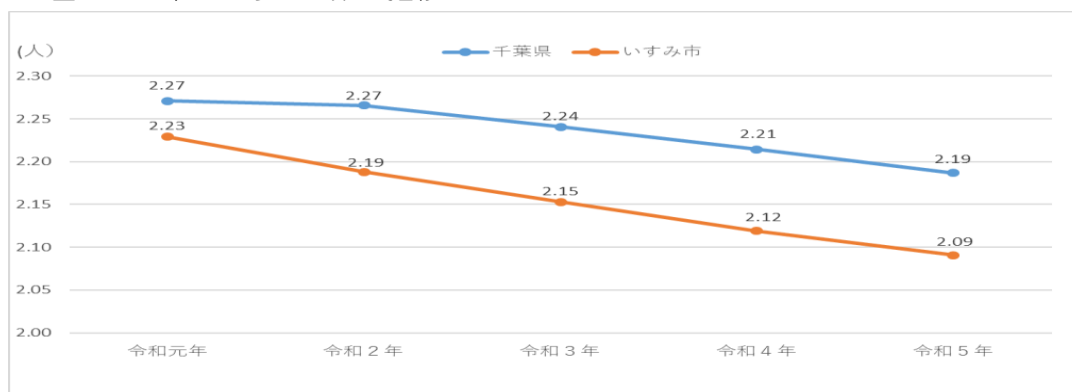


資料：千葉県常住人口調査 各年10月1日現在

(2) 世帯当たり人数

世帯当たりの人数を県と比較すると、核家族化の傾向が県を上回って進行しています。

図2 世帯当たりの人数の推移



資料：千葉県常住人口調査 各年10月1日現在

(3) 高齢人口・高齢化率

高齢化率は、令和元年は40.0%でしたが令和5年は42.5%で、比較すると2.5ポイント増加しています。前期高齢者と後期高齢者を比較すると、後期高齢者が増加傾向で推移していることから、介護サービスや医療費等の増加が見込まれます。

表1 高齢者人口・高齢化率の推移

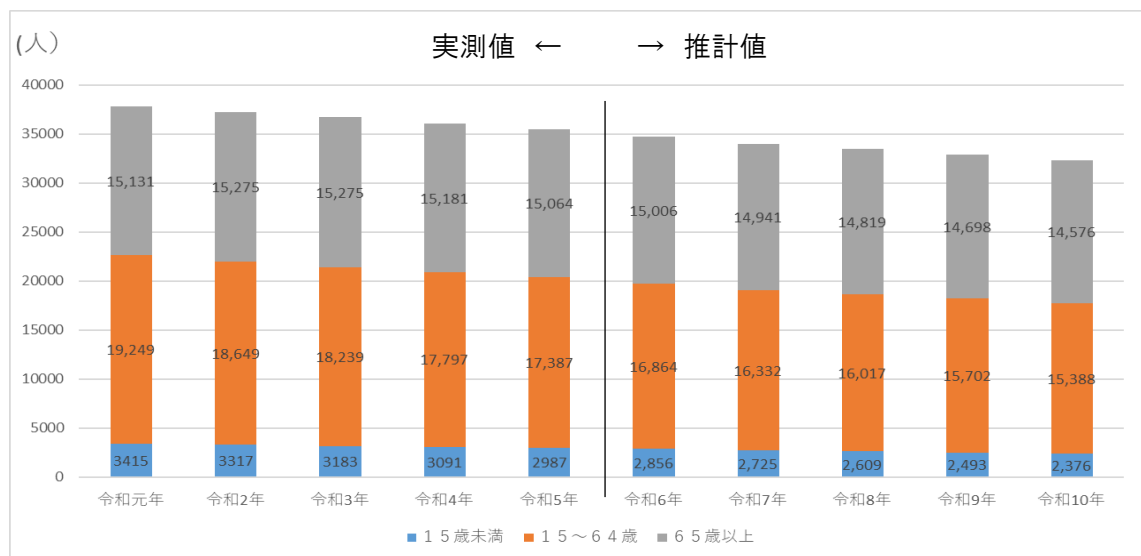
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人	37,795	37,241	36,697	36,069	35,438
高齢者数	人	15,131	15,275	15,275	15,181	15,064
高齢化率	%	40.0%	41.0%	41.6%	42.1%	42.5%
前期高齢者計	人	7,075	7,065	7,060	6,754	6,403
後期高齢者計	人	8,056	8,210	8,215	8,427	8,661
40～64歳	人	12,187	11,931	11,796	11,660	11,453
対人口比率	%	32.2%	32.0%	32.1%	32.3%	32.3%

資料:いすみ市住民基本台帳 各年10月1日現在

(4) 人口の推計

令和元年から令和5年の実績値から令和6年以降の人口を推計すると、令和6年以降も人口減少が続く見込みとなっています。

図3 人口の推計



資料:令和元年から令和5年の住民基本台帳データより推計

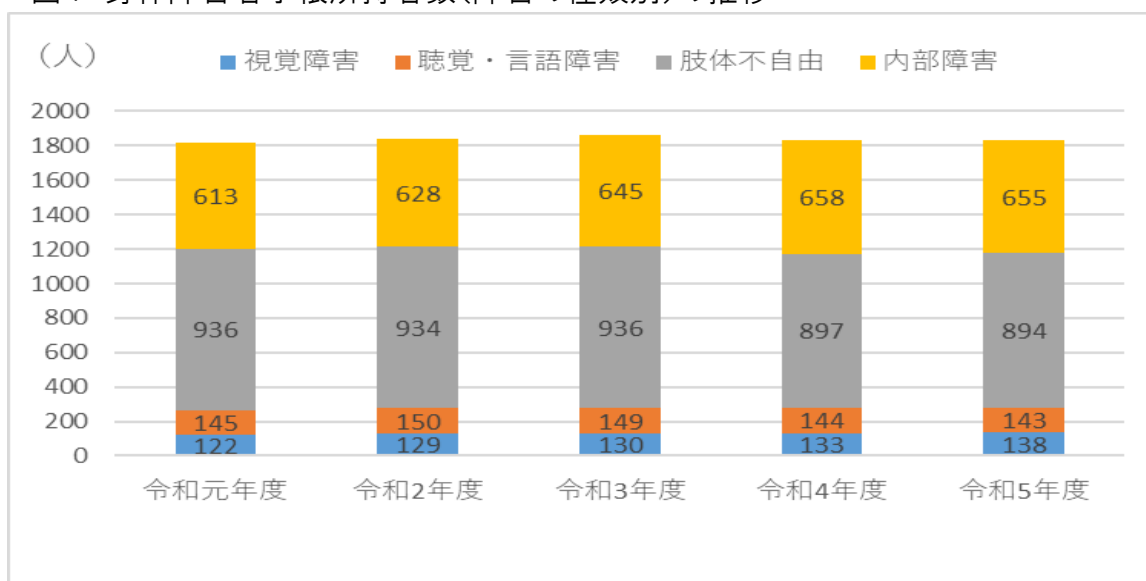
2 障害者等の現状

(1) 身体障害者手帳所持者(障害の種類別)の状況

身体障害者手帳所持者は増加傾向で推移しています。

内訳では肢体不自由が最も多く、令和5年度では48.8%を占めています。また、令和元年度と令和5年度を比較すると、内部障害が42人の増加と、最も多くなっています。

図4 身体障害者手帳所持者数(障害の種類別)の推移



資料:市統計データ 各年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者(障害の種類・程度別)の状況

障害の程度種類別に所持者数をみると、視覚障害は1級、聴覚・言語障害は6級、肢体不自由は4級、内部障害は1級がそれぞれ最も多くなっています。

表2 身体障害者手帳所持者(障害の種類・程度別)

(単位:人)

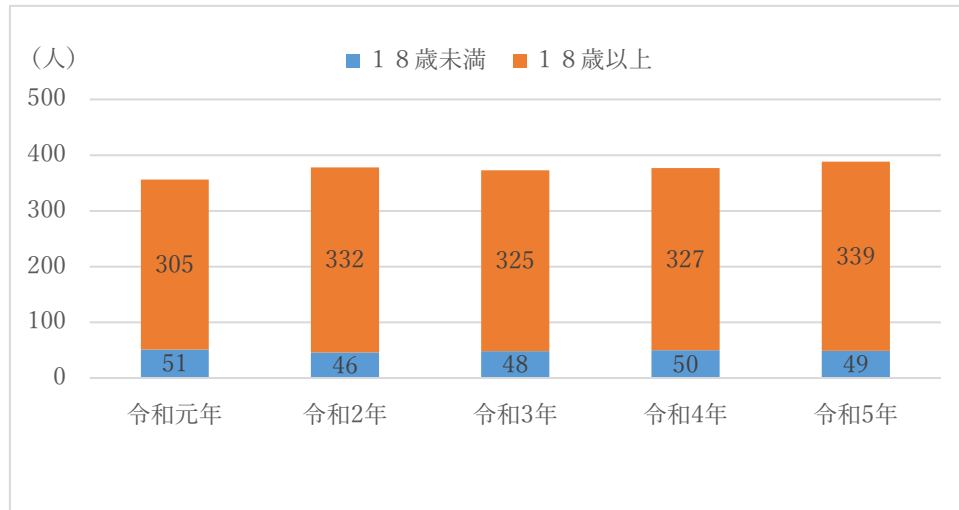
種類 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	55	41	11	9	13	9	138
聴覚・言語障害	4	23	40	30	0	46	143
肢体不自由	181	189	148	239	87	50	894
内部障害	354	9	109	183	0	0	655
合計	594	262	308	461	100	105	1830

資料:市統計データ令和5年4月1日現在

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、18歳未満が横ばいで推移し、18歳以上が増加傾向で推移しています。

図5 療育手帳所持者数の推移

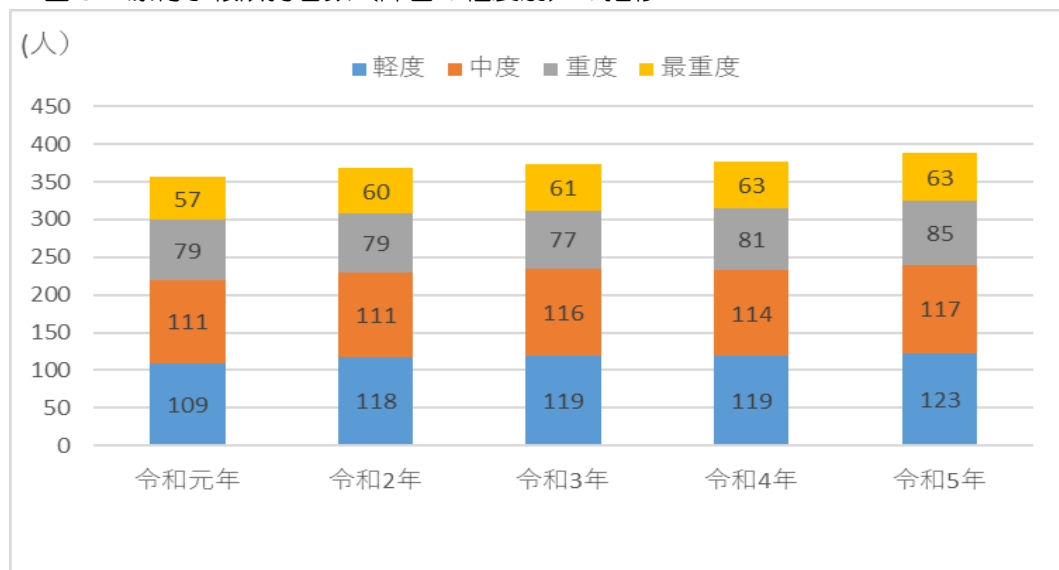


資料：いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(4) 療育手帳所持者(障害の程度別)の状況

療育手帳所持者の程度別の推移をみると、軽度は増加傾向で推移し、最重度、重度、中度は横ばいで推移しています。

図6 療育手帳所持者数(障害の程度別)の推移

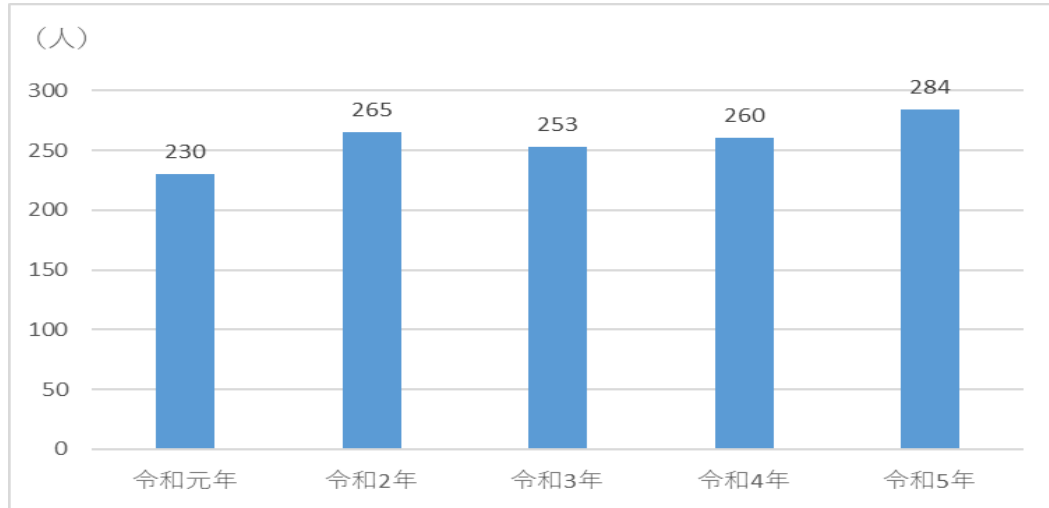


資料：いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(5) 精神障害保健福祉手帳所持者の状況

精神障害保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

図7 精神障害保健福祉手帳所持者数の推移

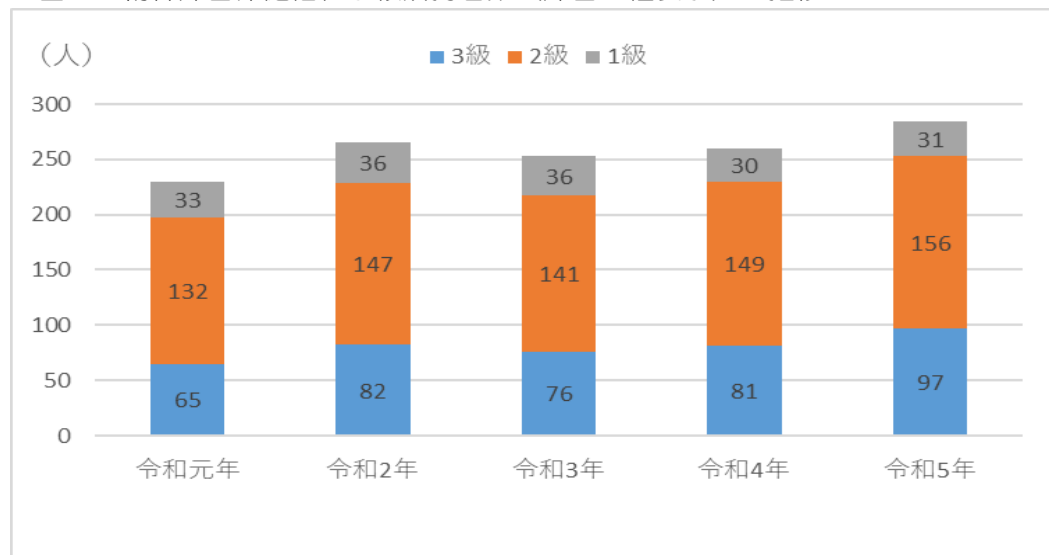


資料：いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(6) 精神障害保健福祉手帳所持者(障害の程度別)の状況

精神障害保健福祉手帳所持者数(障害の程度別)は、1級は横ばいで推移していますが、2級3級が増加となっています。

図8 精神障害保健福祉手帳所持者数(障害の程度別)の推移



資料：いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(7) 難病患者の状況

特定疾患・指定難病者は、令和元年度から増加傾向で推移しています。
 児慢性特定疾患は、減少傾向で推移しています。

表3 難病患者数の推移

(単位：人)

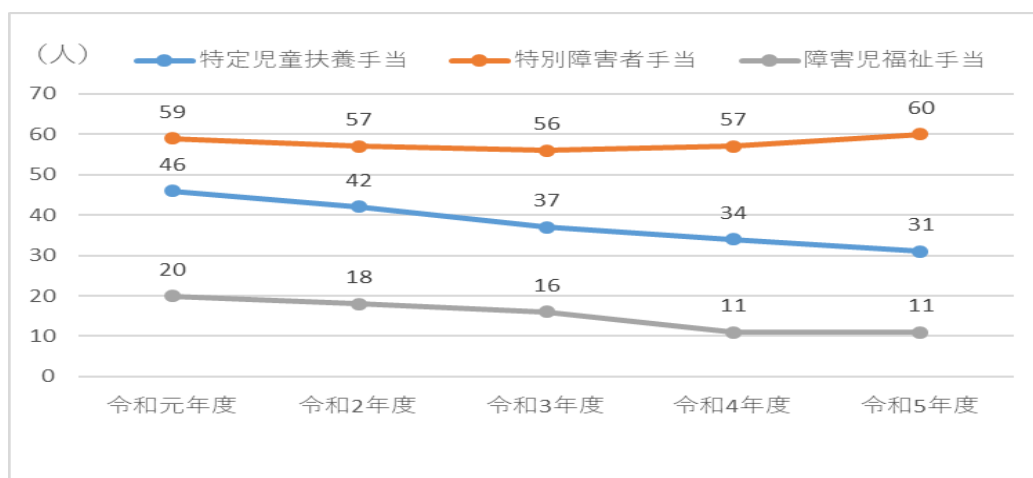
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定疾患・指定難病	327	345	382	356	366
少児慢性特定疾患	10	8	10	8	5
先天性血液凝固因子欠乏症等	1	2	2	2	2

資料：千葉県夷隅健康福祉センター

(8) 各種手当の状況

特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、減少傾向で推移しています。
 特別障害者手当は、ほぼ横ばいで推移しています。

図9 各種手当の支給状況



資料：市の統計データ

※「障害のある人」と「障害者」の表記について

人を表す言葉として「障害のある人」何らかの名称等で「障害のある人」と表現することが適当でない場合は、「障害者」と表記します。

3 障害者制度等の認知についてのアンケート結果

ア 調査対象

18歳以上の市民1,500人(住民基本台帳から無作為抽出)

イ 調査期間

令和6年(2024年)9月1日～令和6年9月30日

ウ 調査方法

郵送で配布、回答は郵送回収又はインターネット回答

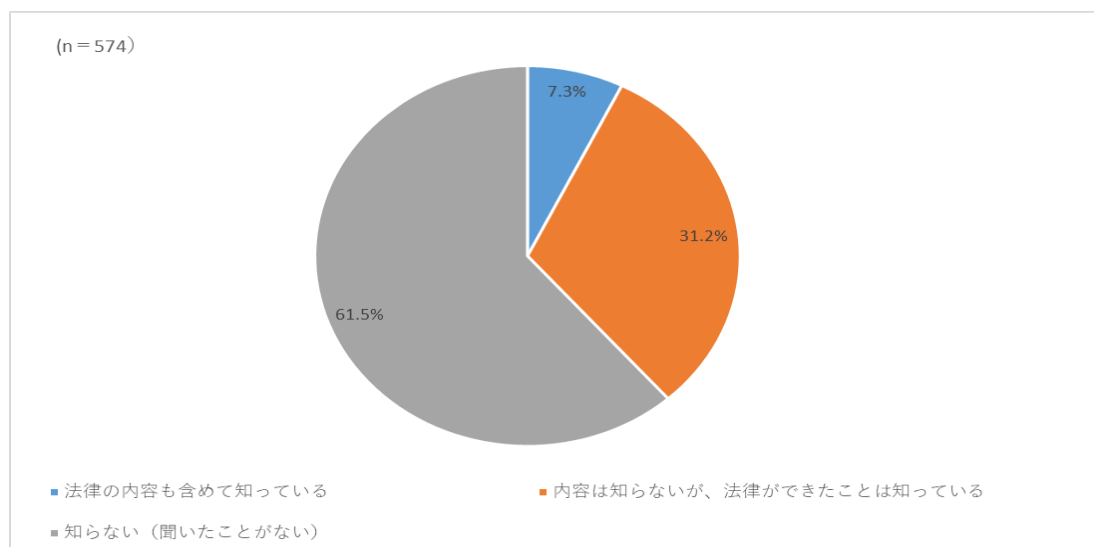
エ 回収状況

- ・配布数 1,500件
- ・有効回収数 574件(郵送回収数 409 件、 インターネット回答 165件)
- ・回収率 38.3%

(1) 障害者差別解消法の認知について

「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」が31.2%、「法律の内容も含めて知っている」が7.3%と、認知度は4割程度となっています。

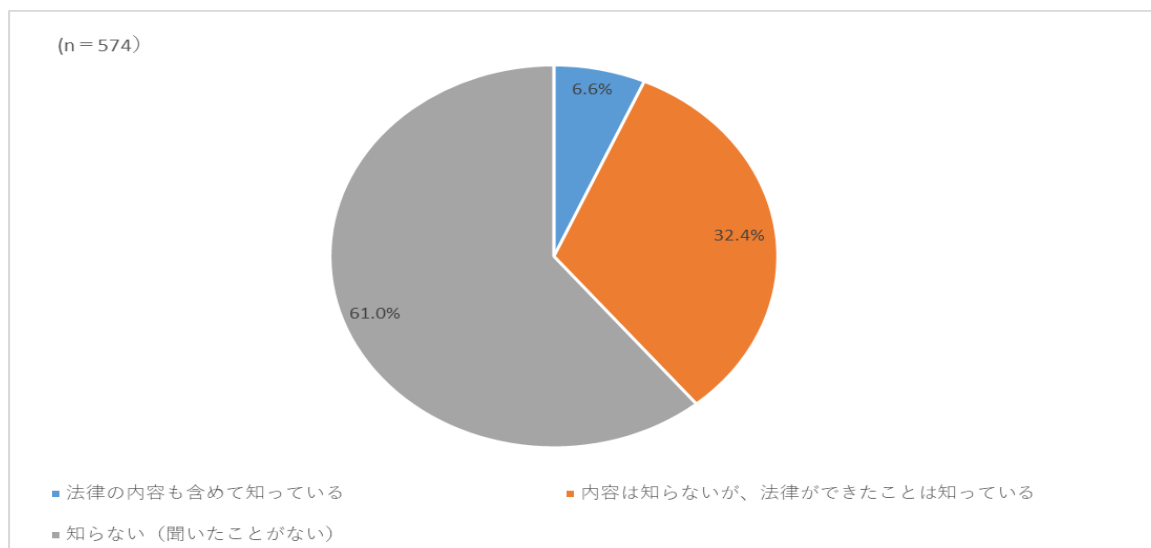
図10 障害者差別解消法の認知度



(2) 障害者虐待防止法の認知について

「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」が32.4%、「法律の内容も含めて知っている」が6.6%と、認知度は4割程度となっています。

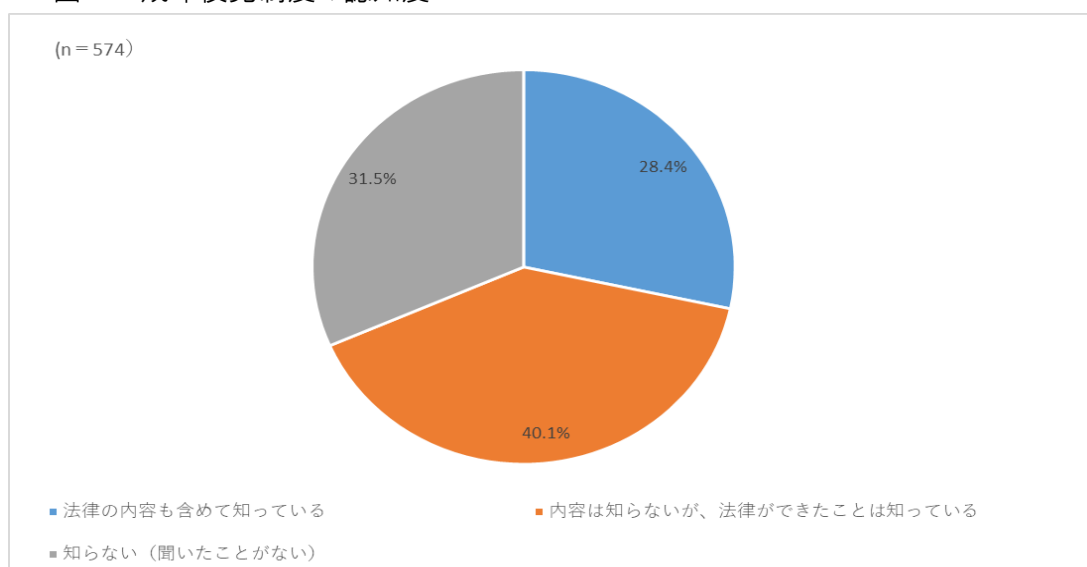
図11 障害者虐待防止法の認知度



(3) 成年後見制度の認知について

「内容は知らないが、制度ができたことは知っている」が40.1%で最も多く、以下、「知らない(聞いたことがない)」が31.5%、「制度の内容も含めて知っている」が28.4%となっています。

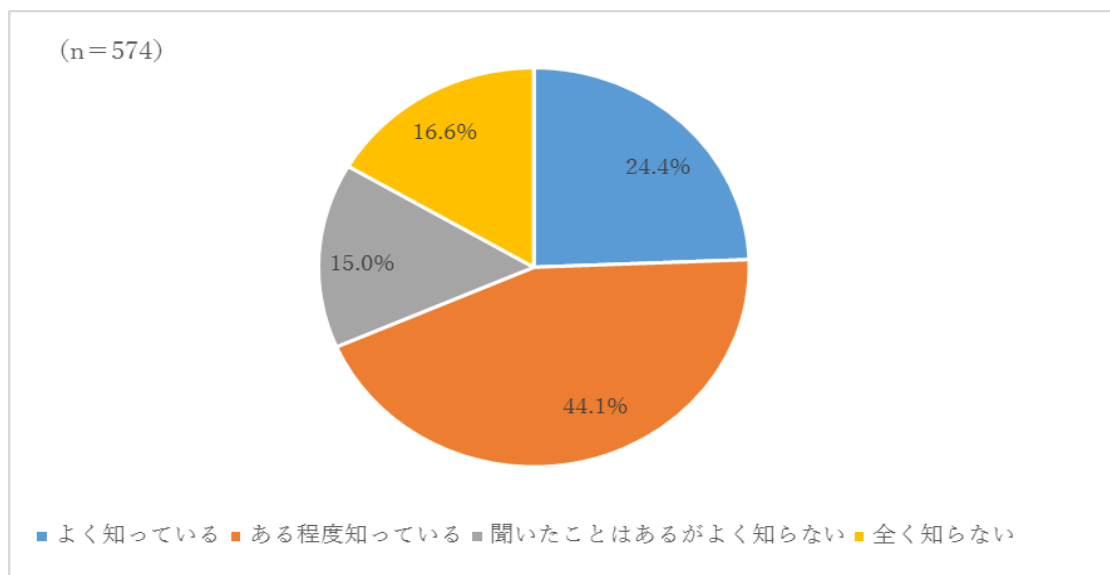
図12 成年後見制度の認知度



(4)「ケアラー」「ヤングケアラー」について

「ある程度知っている」が44.1%、「よく知っている」が24.4%、「全く知らない」が16.6%、「聞いたことはあるがよく知らない」が15.0%となっています。

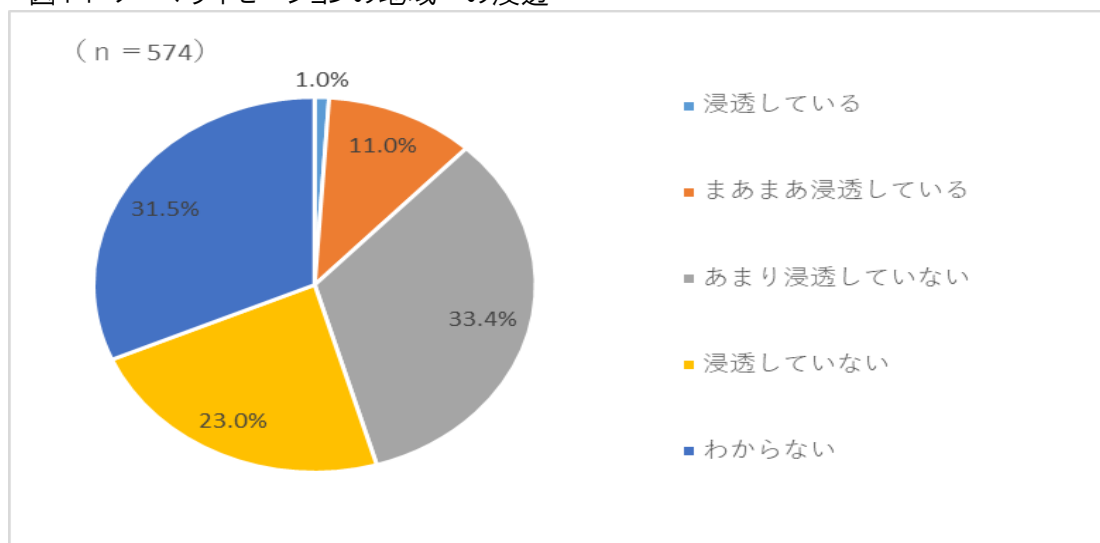
図13 ヤングケアラーの認知度



(5)ノーマライゼーションの地域への浸透について

「あまり浸透していない」が33.4%、「浸透していない」が23.0%、「まあまあ浸透している」が11.0%、「浸透している」が1.0%となっています。「浸透していると思う割合」(「浸透している」と「まあまあ浸透している」の合計)は11.0%となっています。

図14 ノーマライゼーションの地域への浸透



4 課題

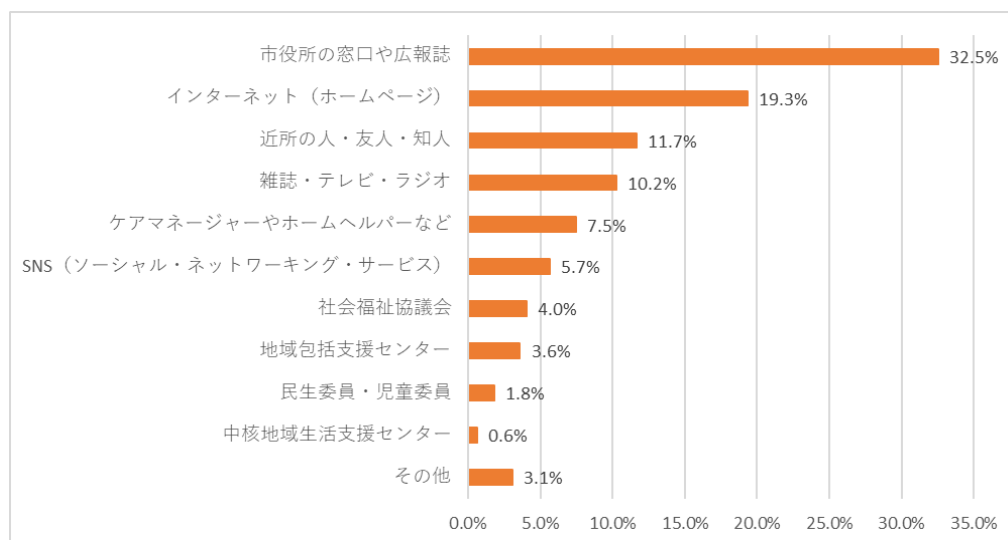
地域の状況、市民アンケート結果から、課題を以下のとおり整理しました。

(1) 障害への理解促進について

障害者差別解消法が改正され、障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められています。アンケート調査によると「障害者差別解消法」の認知度については約6割の人が「知らない」と回答しているため、「障害者差別解消法」の周知を徹底していく必要があります。また理解啓発の場面では身体障害ばかり取り上げられることが多く、知的障害や精神障害、発達障害に関する知識を学ぶ機会が足りていないことも課題として挙げられます。障害に関わる情報を広報等で提供するだけでなく、実際に障害のある人と障害のない人が交流する機会の創設が求められています。

(2) 情報提供や相談支援の充実について

アンケート調査によると、福祉サービスに関する情報の入手方法については「市役所の窓口や広報誌」が多く、次に、インターネット(ホームページ)、近所の人・友人・知人、新聞・雑誌・テレビ・ラジオとなっていますが、その他「入手方法が分からない」、「知らない」という意見が多数ありました。情報提供の方法を工夫することに加え、障害のある人やその家族等からの相談に対し、必要な情報を提供し、適切なサービスにつなげることも大切です。そのため、行政・サービス提供事業所・ボランティア団体等の障害のある人を取り巻く他機関の連携強化と障害・高齢・子ども子育て・生活困窮・健康等様々な分野が横断的につながる重層的な相談体制づくりが求められています。



(3) 障害者家族の負担軽減について

障害のある人を介助している家族は、介助者自身の健康や、介助者が介助できなくなったときの障害のある人本人の将来等に不安を感じており、「親亡き後」が問題視されています。また、「ケアラー・ヤングケアラー」など身体的・精神的な負担を抱えている介助者も少なくありません。障害のある方が一人でも地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の居住支援や地域で障害のある人の暮らしを支えていけるようなネットワークの構築、障害福祉サービスの充実等が求められています。

(4) 保健・医療・福祉の連携について

アンケートの自由記載で、日常生活の中で、急病やけが等の緊急時の対応及び医療・健康について不安であるという声や、障害者施策のなかで特に保健・医療の充実を求める声が多く緊急時でも対応できる保健・医療のニーズが高いことがうかがえます。障害の早期発見や障害のある人の健康維持、重症化防止等を図るため、地域における保健・医療体制の整備が大切です。また市の精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることや、国において精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が目指されていることから、若いころからのこころの健康づくり対策や精神障害者への健康相談等の充実が求められています。

(5) 移動手段の確保について

アンケート調査によると、移動手段の充実についての声が多数見受けられました。市では、移動支援事業に加え、福祉タクシー利用券交付や福祉カーの貸し出し、循環バスやデマンド交通等で外出支援を行っていますが、福祉タクシー利用券交付枚数に制限があること等から、支援施策の向上が求められています。

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

「障害のある人が社会参加でき、地域の人とともに生きるまちづくり」

国の障害者基本計画(5次)は、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」とし、障害者基本法改正(平成23年8月)では、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、すべて国民が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に加えています。

本市第3次障害者計画では「誰もがその人らしくともに心豊かに安心して暮らすこと」ができる まちづくり を基本理念とし、「お互いを尊重しともに認め合う」「地域での自立した生活を支え合う」「支援が必要な子どもの健やかな育ちを支援する」「すべての人が安心して暮らす」を目標とし、障害者福祉施策を推進してきました。

このたび策定する第4次障害者計画では、国の動向や計画、これまでの実績をふまえながら、障害のある人の社会参加と住み慣れた地域で自立できる地域共生社会の実現に向けて「障害のある人が社会参加でき、地域の人とともに生きるまちづくり」を基本理念とし、障害者福祉施策を推進します。

2 基本目標

基本理念 「障害のある人が社会参加でき、地域の人とともに生きるまちづくり」 を実現するために、次の目標を掲げます。

(1) 共生社会の実現に向けた障害への理解推進

障害のある人もない人もともに暮らす地域づくりに向けて、障害のある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に係る意識啓発を行い、障害者への理解の推進を図ります。また、福祉人材の確保やボランティア活動の活性化を目指し、市民が福祉に興味関心を持てるような取り組みを推進します。

(2) 自立した生活を支える制度や支援の充実

障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、成年後見制度等の権利擁護の取り組みや経済的な支援を推進します。また、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげられるような相談体制づくりを推進します。

(3) 障害に応じた教育や就労・社会参加の促進

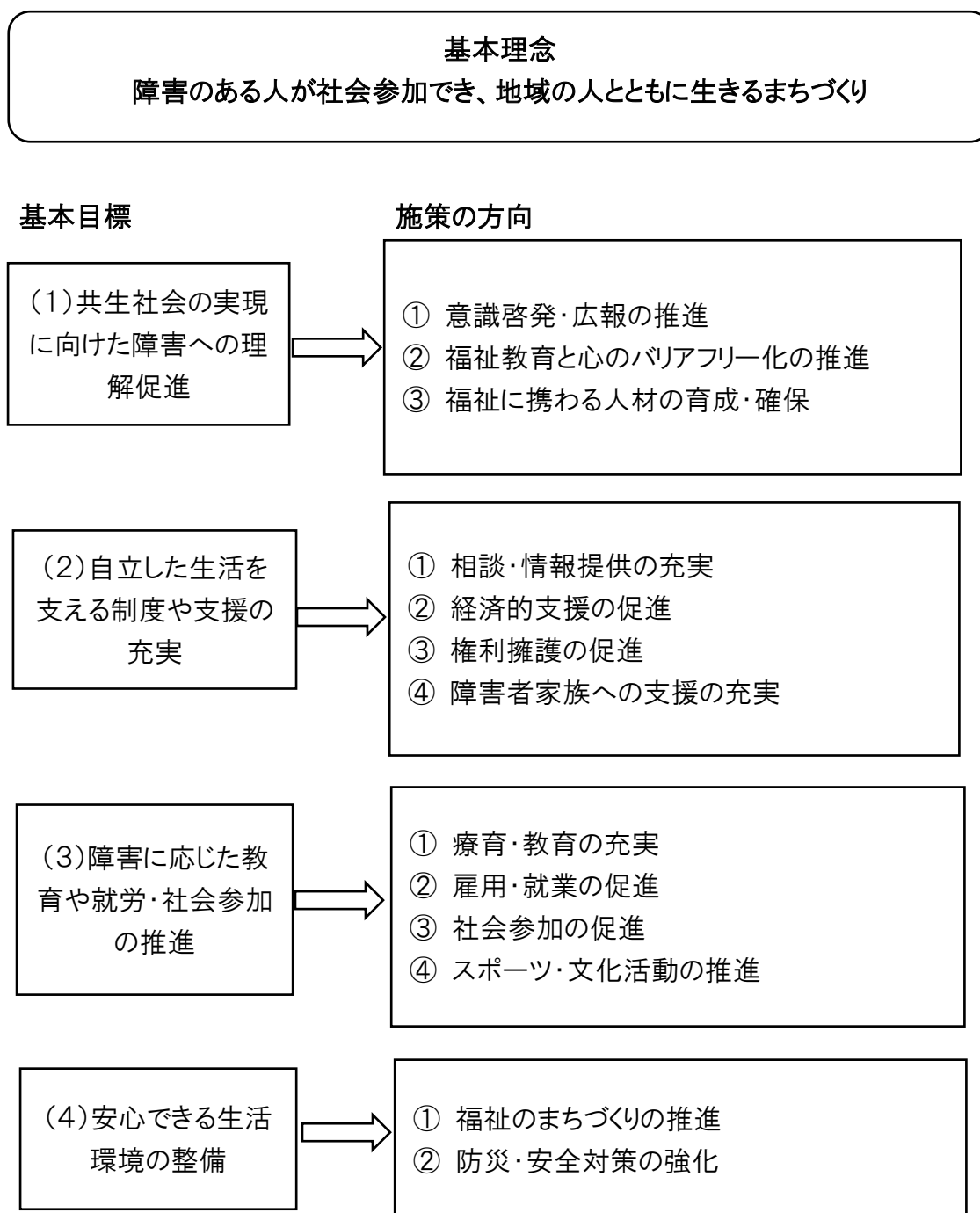
一人ひとりのスキルや適性を把握して伸ばしていけるよう、療育・教育から就労まで切れ目のない一貫した支援の体制を図ります。また社会参加の促進に向け、活動を支援する人材の確保や参加しやすい活動の場の充実に推進します。

(4) 安心できる生活環境の整備

障害のある人だけでなく、市民全員にとって住みよい生活環境の整備に向け、ハード面・ソフト面両面のバリアフリーを推進し、福祉のまちづくりを目指します。また、災害時に障害のある人が孤立しないよう、地域のネットワークづくりを推進します。

3 施策体系

基本目標の実現に向け、各分野や関係機関などと連携し、施策を展開します。



4 本計画における SDGsの取組

SDGs(持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals))は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成 27 年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられているものです。

この SDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和 12 年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々が SDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成 28 年に内閣に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」には、地方自治体の各種計画等に SDGsの要素を最大限反映することを推奨しています。



本計画では、1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 8. 働きがいも経済成長も 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを 16. 平和と公正をすべての人に の6つの目標と考え方を取り入れることで、地域共生社会の実現や障害のある人の抱える課題解決など、持続可能なまちづくりに取り組みます。

4 地域課題への取り組み 施策の推進

(1) 共生社会の実現に向けた障害への理解促進

① 意識啓発・広報の推進

障害がある人への合理的な配慮の不提供や不当な差別的取り扱いが解消される社会に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動を行っていきます。また、障害や障害のある人に対する市民の理解が深まるよう、「障害者週間」などを、広報誌やホームページ、SNS 等様々な媒体を活用して、積極的に情報提供していきます。

また、障害のある人と障害のない人が交流できる機会の創設を関係団体と協議します。

具体的施策

広報誌等による情報提供(福祉課)

・障害に関わる知識や障害者差別解消法の施行にともなう取り組み等について、市の広報誌「広報いすみ」、市のホームページ等へ掲載し、障害への理解促進・啓発を図ります。

民間による福祉意識啓発の推進(福祉課・法人・民間団体・夷隅地区自立支援協議会)

・障害者福祉に関わる法人や民間団体、夷隅地区自立支援協議会と連携を図り、福祉フェスティバルのようなイベントの開催を検討して、市民の障害についての理解促進、法人・民間団体との交流を図ります。

人権相談・指導体制の強化(福祉課・社会福祉協議会)

・「障害者週間(12月3日～9日)」に合わせ、のぼり旗など設置し、障害のある人の人権に関する周知を図ります。

・障害のある人に対する差別解消や合理的配慮に向けた相談・指導体制の整備を図ります。

② 福祉教育と心のバリアフリー化の推進

小中学校等の学校教育において、障害や障害のある人への理解を深める教育を推進し、お互いに認め合い助け合う心を育てます。また、地域や関係機関との連携により市民が障害について正しい知識を学ぶ機会を提供します。

障害のある人を始め、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的な更生に取り組む人などに対するきめ細かい配慮をし、偏見や差別のない障害者施策を推進していきます。

具体的施策

交流及び共同学習(学校教育課)

- ・小中学生の障害の理解を深めるため、特別支援学校の児童・生徒と地域及び小中学校の児童・生徒との交流を推進します。

社会教育における福祉教育(福祉課・生涯学習課)

- ・障害のある人に関する講座や講演会等を開催し、障害の正しい知識を学ぶ機会を市民に提供できるよう、実施に向けた体制づくりに努めます。

③ 福祉に携わる人材の育成・確保

障害福祉サービスの質の確保・向上に向けて、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。また、ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動等により、市民の参加を推進し、ボランティア活動を活性化させます。

具体的施策

手話奉仕員の確保・養成(福祉課)

- ・手話奉仕員養成講座の開催により、手話奉仕員の人材確保・養成を推進します。

ボランティア活動の推進(福祉課・社会福祉協議会)

- ・社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の充実を促進します。
- ・より多くのボランティア活動に参加できるよう、ボランティア団体に関する情報発信やボランティア養成講座を開催するなど、ボランティアの育成を促進します。

(2) 自立した生活を支える制度や支援の充実

① 相談・情報提供の充実

相談窓口の周知及び相談体制の充実を図り、相談者が相談しやすい場づくりや多様な相談方法等一人ひとりに合わせた相談支援に努めます。また、障害のある人からの各種相談に対応できるよう、夷隅地区自立支援協議会や関係機関との連携体制を強化します。さらに、障害のある人が必要なサービスを利用できるよう、わかりやすく情報を提供し、適切な支援につなげます。

具体的施策

相談支援の充実(福祉課)

- ・一人ひとりの状況に適切に対応できるよう必要な情報提供や権利擁護につながる相談支援の体制の充実に努めます。
- ・障害者相談員や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、相談者が相談しやすい環境の提供に努めます。
- ・基幹相談支援センターを拠点とした総合的な相談支援体制の充実を図ります。

包括的な相談支援体制の強化(全課 主に福祉課・子育て支援課・健康高齢者支援課・学校教育課・社会福祉協議会)

- ・属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めることができるよう、重層的支援体制の整備を進めます。
- ・ケアラー・ヤングケアラーやひきこもり等単独では対応が難しい複雑化・複合化した問題については、関係機関と協働し、適切な支援につなげます。

相談窓口の周知と対応の充実(福祉課)

- ・市のホームページ等を活用し、各種相談窓口を周知します。
- ・耳が聞こえづらい方のために、軟骨電動イヤホンを窓口に設置して、窓口対応の充実を図ります。

障害サービスの情報提供の充実(福祉課)

- ・支援を必要とする人が適切なサービス利用につながるよう、市の広報紙やホームページ、パンフレット等を活用して、障害サービスの種類や利用方法等の情報をわかりやすく提供できるよう努めます。

② 経済的支援の推進

生活や医療に係る費用の負担を軽減し、障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知により利用を促します。また、障害のある人のニーズ等を勘案しながら、各種制度や手当の内容を見直し、支援の充実を図ります。

具体的施策

年金制度等の利用促進(福祉課、市民課)

- ・障害年金や特別障害手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当に関する情報について、市の広報紙やホームページ、窓口等で周知を図ります。

補装具、日常生活用具等の給付(福祉課)

- ・身体障害のある人の日常生活を支援するため、補装具の交付や修理に係る費用助成を行います。
- ・各種日常生活用具を給付するとともに、給付用具の内容の充実を検討します。

③ 権利擁護の推進

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別を解消し、障害のある人の権利を守るため、相談支援事業を中心とした権利擁護の体制づくりを進めます。また障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の適切な利用を促進します。さらに関係機関と連携し、障害のある人の虐待を防止するとともに、早期発見につとめます。

具体的施策

権利擁護体制の整備(福祉課・健康高齢者支援課・社会福祉協議会)

- ・知的障害や精神障害等の理由により、判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度の普及・周知を図り、制度の利用支援を図ります。
- ・障害のある人の権利擁護体制が強化されるよう、いすみ市成年後見制度中核機関を中心として、関係機関との連携を推進します。

④ 障害者家族への支援の充実

障害者家族の悩みごとや困りごと等の不安解消に向け、家族同士が交流し、情報交換できる場づくりを進めます。また、介助者の就労や休息等を促進するため、一時的な見守り支援の充実を図ります。

具体的施策

障害者家族同士のネットワークづくりの推進（福祉課、関係団体）

・障害者家族同士が、悩みごと相談や情報交換ができるよう関係団体と連携して、ネットワークづくりに努めます。

(3) 障害に応じた教育や就労・社会参加の促進

① 療育・教育の充実

障害児が障害の特性や程度に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を進めます。また、発達の遅れや障害のある児童・生徒に適切な教育・指導ができるよう、サポートファイルなどを活用して、発達支援事業の相談や療育・訓練の充実や教育環境のバリアフリー化、教職員の指導力の向上等に努めます。さらに医療的ケア児が、地域で包括的な支援を受けられる体制づくりを推進します。

具体的施策

早期療育体制の整備(福祉課、関係機関)

・関係機関と連携を図り、専門的医療・療育の必要な児童の特性に応じた療育体制の整備を推進します。

医療的ケア児支援体制の実施(福祉課、子育て支援課、健康高齢者支援課、学校教育課)

・小中学校・保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための組織体制を整備し、医療的ケア児の社会生活を支援します。

② 雇用・就業の促進

障害者雇用に係る各種助成制度等が浸透するよう、ハローワークと連携しながら、事業主に対して周知・啓発を行います。また、働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障害者団体や特定非営利活動法人(NPO)などと連携しながら、多様な就業の機会や働き方を提供し、障害のある人の雇用の促進と職場への定着を支援します。

具体的施策

障害者雇用に係る制度の周知と啓発(福祉課、水産商工観光課、ハローワークいすみ)

・ハローワークいすみ等と連携し、障害のある人の雇用に資する取り組みの周知・啓発を行います。

障害者雇用状況

(茂原公共職業安定所いすみ出張所提供)いすみ市分

	令和 5 年 6 月 1 日現在
調査対象企業数	10 企業
雇用率達成企業数	5 企業
雇用率未達成企業数	5 企業
雇用率達成企業の割合	50.0%
算定基礎労働者数	1,798.5 人
障害者の雇用者数	43.0 人
障害者実雇用率	2.39%

(注)1. 算定基礎労働者数は、常用雇用労働者総数から除外率相当数を控除した労働者数である。

調査対象は、除外率控除後の労働者数が 43.5 人以上の企業である。

2. 障害者の雇用数は、短時間ではない重度障害者は 2 人分、短時間の重度障害者は 1 人分
短時間の精神障害者 0.5 人分として、カウントしている。(R5 年からは 1 人分としてカウント)

市職員における障害者雇用の促進(総務課)

・障害のある人の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある職員一人ひとりが、障害の特性や個性に応じて、その能力を有効に発揮し、自分らしく活躍できる職場環境づくりをめざします。

③ 社会参加の促進

障害者団体等の育成のため、その運営や活動事業に対して必要な支援を行います。また、障害のある人や障害者家族同士がつながることができるよう、相談・交流の場づくりの推進と広報誌等での障害者団体等の情報提供の充実に努めます。さらに、既存の枠組みにとらわれず、障害の有無や世代、属性を超えたつながりづくりに向け、様々な視点での取り組みを検討していきます。

具体的施策

障害者福祉団体等の支援(福祉課)

・市内の当事者団体及び家族会等の障害者団体の育成や運営支援を行うとともに、団体が抱える問題である会員の減少や高齢化等に対する継続的な支援を行います。

障害者団体等の相互の交流促進(福祉課)

- ・市の広報紙への掲載等により、各団体の活動を紹介する機会を提供します。
- ・障害者団体同士の交流機会・きっかけづくりに努めます。
- ・障害のある人と障害のない人の交流の機会の創設を図ります。

④ スポーツ・文化活動の推進

スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加促進を図るため、大会・イベント等の情報と体験の機会を提供します。また、指導員及びボランティアの養成や市民の障害者スポーツの理解促進等、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的施策

スポーツ・レクリエーション活動の推進(福祉課、生涯学習課)

- ・障害のある人の社会参加を促進するため、障害者スポーツの大会やイベントの情報を広報紙やホームページで提供を行います。

(4) 安心できる生活環境の整備

① 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と情報提供等のソフト面の両面からバリアフリー化を推進します。また、罪を犯した障害のある人が再び罪を犯すことのないよう、円滑な社会復帰のための支援を行います。またヘルプカードやヘルプマークなどの周知に努め、障害を持った人が外出しやすい環境づくりを推進します。

具体的施策

福祉のまちづくりの推進(福祉課、建設課、都市整備課)

- ・障害者差別解消法をはじめ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、「千葉県福祉のまちづくり条例」、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉づくり条例」の周知とともに、段差の解消や駐車場・トイレの整備等を推進します。

福祉カー貸付の促進(福祉課)

- ・心身に障害のある人の移動手段として福祉カー貸付を促進します。

再犯防止の推進(福祉課)

- ・自立した生活を営むことが困難な罪を犯した障害にある人に対し、必要な障害サービスが提供されるよう、関係機関や団体との連携を図ります。

② 防災・安全対策の強化

災害時の避難に支援が必要な障害児や障害者、高齢者等を避難行動要支援者と位置づけ、支援を希望する人を登録し、避難行動要支援制度をすすめます。

障害のある人の状況や障害特性に応じた防災・防犯対策を適切に実施できるよう、福祉避難所や避難方法などの情報提供を実施し、関係機関や地域住民等と情報共有・連携しながら、避難所を担当する職員や要支援者を受け入れる施設職員の知識向上やマニュアル作成の実施し、福祉避難所を速やかに開設できるよう体制の整備に努め、地域における防災の体制づくり等の支援体制を強化します。

地域の防犯対策として、地域の自主的な防犯活動への支援や、見守り活動の推進、警察と連携した犯罪防止活動などへの取り組みを推進します。

具体的施策

防災情報の的確な提供(危機管理課)

・防災行政無線のほかメールや SNS 等によりスマートフォン等へ配信するなど、多様なツールを活用し、障害特性に配慮した災害情報の提供を推進します。

地域防災体制の整備(福祉課、健康高齢者支援課、危機管理課)

・地区の民生委員や関係機関等と連携し、要援護者リストの情報共有を推進します。
・地域の防災訓練を実施し、防災知識の普及を図ります。また障害のある人も参加しやすいような実施方法を検討します。

5 計画の推進

(1) 関係機関との連携強化

各種障害者施策の展開及び施設の設置については、関係行政機関等を構成員とする夷隅地区自立支援協議会で調整を図り、より効果的・効率的なサービスを提供します。また、障害者団体やボランティア団体、教育機関、福祉サービス提供事業所、保健・医療機関、民生委員・児童委員、NPO 法人等様々な関係機関との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすい社会づくりを推進します。さらに、障害者福祉分野だけでなく高齢者福祉や児童福祉等分野横断で取り組みながら包括的な支援体制を構築します。

国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

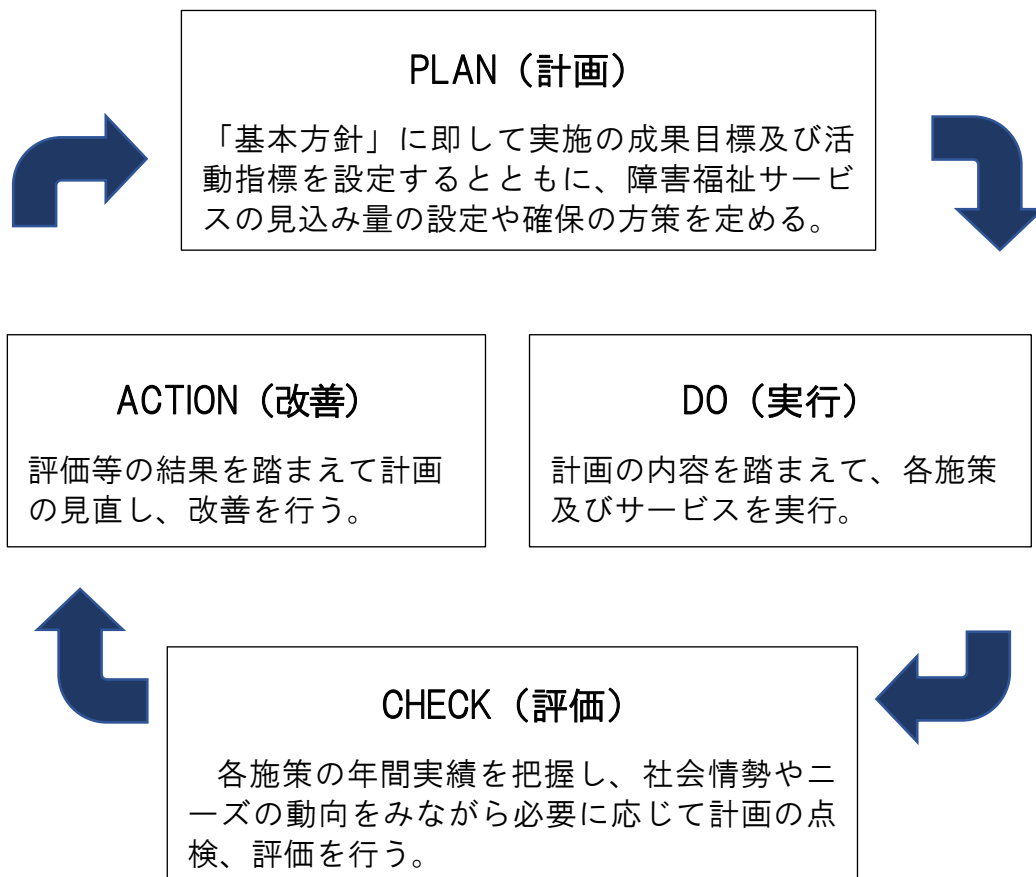
(2) 庁内の連携強化

障害者施策の推進にあたっては、福祉課だけでなく全庁が一体となって取り組むことが必要です。関係各課での情報の共有等の連携を図り、包括的な推進体制の充実に努めます。

(3) 計画の推進・評価体制

本計画の円滑な障害者福祉施策を着実に推進するため、PCDA サイクルを活用した評価・点検を行い、進捗状況を確認します。また、より効果的に取り組みを実施するため、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、障害のある人や当事者団体、福祉サービス提供事業所、その他専門機関等の意見や見解を収集し、反映します。

■障害者計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ



障害者を取り巻く環境の変化を評価するために、アンケート調査の回答結果の変化をもって、評価を実施します。

計画評価アンケート結果

	項 目	現状 (平成31 年調査)	現状 (令和6年 調査)
1	障害者差別解消法について「法律の内容を含めて知っている」と回答した人の割合	7.2%	7.0%
2	障害者虐待防止法について「法律の内容を含めて知っている」と回答した人の割合	6.4%	7.0%
3	成年後見制度について「制度の内容を含めて知っている」と回答した人の割合	27.7%	28.0%
4	ノーマライゼーションの考え方の地域への浸透が「浸透している」「まあまあ浸透している」と回答した人の割合	11.4%	12.0%

評価

1. 障害者差別解消法の認知度については、減少しているため広報やホームページで周知を図ります。
2. 障害者虐待防止法、3. 成年後見制度、4. ノーマライゼーションの考え方の地域への浸透については、わずかですが上昇しているため、引き続き広報やホームページでの情報発信を行います。

資 料

用語の説明

	頁	用語	内容
あ行	20	医 療 的 ケ ア 児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
	18	SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。
	17	SDGs(エス ディーズ)	持続可能な17の目標。「世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみんなで2030年までに解決していこう」という計画・目標です。
	20	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人。
か行	14	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加ができるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。
	11	ケアラー・ヤ ングケアラー	「ケアラー」とは、高齢、障害、疾病などにより援助を必要とする親族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方であり、そのうち18歳未満の方を「ヤングケアラー」といいます。
	12	合理的配慮	「障害者権利条約」で定義が示され、具体的には障害のある人が障害のない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するため、一人ひとりの特徴や場所に応じて発生する困難さを取り除くための変更・調整を行うこと。
さ行	20	サポ ー ト ファ イル	子どもの成長や発達の様子を、乳幼児期から成人期に至るまで、保護者や関係者が継続して記録・整理できる相談支援ファイルで、ライフステージに応じた適切なサポートを受けやすくなり、過去の記録を振り返ることに役立てることができる。

	頁	用語	内容
さ行	10	障害者虐待防止法	正式名称は「障害者虐待の防止と障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 障害のある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、虐待を発見した場合の通報義務や、虐待を受けた人の保護や家族の負担の軽減・虐待防止などを目的としている。
	1	障害者雇用促進法	正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」 障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。
	1	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 障害者基本法の基本的理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項、行政機関等及び事業者における差別を解消するための合理的配慮の提供等を定めた法律。差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。
	1	障害者総合支援法	正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。 旧称は、「障害者自立支援法」。
	18	障害者週間	「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

		用語	内容
さ行	1	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション	正式名称は、「障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進」 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた法律。
	14	自立	「自立とは、他の援助を受けずに自分の力で身を立てることの意味であるが、障害者分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加することの意味として用いられる。」(厚生労働省 社会保障審議会福祉部会)
	19	自立支援協議会	障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。 夷隅地区自立支援協議会は2市2町で構成されている。
	5	身体障害者手帳	視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県知事から交付され、程度により1級から6級に分かれている。
	7	精神保健福祉手帳	精神疾患があり、長期にわたる日常生活または社会生活に制約がある人に都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれている。
	18	性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言います。
	10	成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分、又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する後見人等を選任し、地域で安心して生活できるように支援する。

	頁	用語	内容
た行	19	地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域で生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用などを援助する事業。
な行	11	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方。
は行	21	避難行動要支援制度	災害が発生した時、又はそのおそれがあるときに、高齢者や障害のある人など何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請により作成し、災害時の避難や安否確認などが速やかに行われるための制度。
	21	福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
	21	ヘルプカード・ヘルプマーク	障害のある人などが日常生活などで困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めやすくするためのコミュニケーションツール。緊急連絡先などを記載し携帯する。ヘルプマークは外見からはわかりにくい障害等がある方が、周囲に配慮が必要なことを知らせるために携帯するストラップ型のもの。
や行	17	ユニバーサルデザイン	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境デザインのこと。
ら行	6	療育手帳	すべての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によって㊤・A・B1・B2 の区分に分かれている。

いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づき、いすみ市障害者計画、いすみ市障害福祉計画及びいすみ市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するに当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、いすみ市障害者計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、障害者計画等に関する事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 1人
- (2) 障害者団体関係者 3人
- (3) 保健医療関係者 2人
- (4) 福祉施設関係者 3人
- (5) 地域福祉関係者 2人
- (6) 教育関係者 2人
- (7) 行政機関関係者 2人

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から障害者計画等の策定が終了した日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成26年1月28日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月2日告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年11月8日告示第177号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行に関し必要な準備行為については、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和2年3月30日告示第60号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月24日告示第125号)

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

いすみ市障害者計画等策定委員会委員名簿（令和6年12月24日まで）

No	委嘱区分	氏 名	職業・団体・役職名等	備考
1	市議会議員	太田 雅彦	文教厚生常任委員会 副委員長	
2	障害者団体関係者	飯高 進	いすみ市身体障害者福祉会 会長	
3		土田 修二	いすみ市手をつなぐ育成会 会長	委員長
4		上野 勝代	夷隅郡域精神障がい者家族会 書記	
5	保健医療関係者	齋藤 正敏	夷隅医師会いすみ市ブロック ブロック長	
6		小守 英一	夷隅郡市歯科医師会 理事	
7	福祉施設関係者	堂下 勉	社会福祉法人 槇の里 いすみ学園 施設長	
8		三上 幸治	社会福祉法人 つばさ いすみあかね園 理事長	副委員長
9		内野 浩二	社会福祉法人 土穂会 ピア宮敷 施設長	
10	地域福祉関係者	渡辺 広孝	社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会 事務局長	
11		野島 洋子	特定非営利活動法人市川ことばの会 児童発達支援センター ぷれも 理事長	
12	教育関係者	落合 修	千葉県立夷隅特別支援学校 学校長	
13		中村 賢俊	いすみ市校長会 会長	
14	行政機関関係者	秋山 直輝	茂原公共職業安定所いすみ出張所 所長	
15		市田 美保	夷隅健康福祉センター センター長	

いすみ市障害者計画等策定委員会委員名簿（令和6年12月25日～）

No	委嘱区分	氏 名	職業・団体・役職名等	備考
1	市議会議員	川嶋 英之	文教厚生常任委員会 副委員長	
2	障害者団体関係者	飯高 進	いすみ市身体障害者福祉会 会長	
3		土田 修二	いすみ市手をつなぐ育成会 会長	委員長
4		上野 勝代	夷隅郡域精神障がい者家族会 書記	
5	保健医療関係者	齋藤 正敏	夷隅医師会いすみ市ブロック ブロック長	
6		小守 英一	夷隅郡市歯科医師会 理事	
7	福祉施設関係者	堂下 勉	社会福祉法人 槇の里 いすみ学園 施設長	
8		三上 幸治	社会福祉法人 つばさ いすみあかね園 理事長	副委員長
9		内野 浩二	社会福祉法人 土穂会 ピア宮敷 施設長	
10	地域福祉関係者	渡辺 広孝	社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会 事務局長	
11		野島 洋子	特定非営利活動法人市川ことばの会 児童発達支援センター ぷれも 理事長	
12	教育関係者	落合 修	千葉県立夷隅特別支援学校 学校長	
13		中村 賢俊	いすみ市校長会 会長	
14	行政機関関係者	秋山 直輝	茂原公共職業安定所いすみ出張所 所長	
15		市田 美保	夷隅健康福祉センター センター長	



第4次いすみ市障害者計画

発行日 令和7年3月

発行 いすみ市役所 福祉課
〒298-8501

千葉県いすみ市大原7400-1

TEL 0470-62-1117